

福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書 新旧対照表

新	旧
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 調査編</p> <p>第103条 用語の定義</p> <p>1～26 (略)</p> <p><u>27「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換</u> (新規)</p> <p><u>・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u></p> <p><u>28～38 (略)</u></p> <p>第104条～第143条 (略)</p> <p><u>第144条 業務情報共有化 (業務情報共有システム (ASP))</u></p> <p><u>受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u></p> <p><u>また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム (ASP) を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。</u></p> <p><u>なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</u></p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 調査編</p> <p>第103条 用語の定義</p> <p>1～26 (略)</p> <p><u>27～37 (略)</u></p> <p>第104条～第143条 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

第 3 節 測量編

第 145 条 (略)

第 146 条 用語の定義

1 ~ 2 6 (略)

2 7 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換 (新規)

・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

2 8 ~ 3 7 (略)

第 147 条 ~ 第 183 条 (略)

第 184 条 業務情報共有化 (業務情報共有システム (ASP))

受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム (ASP) を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

第 4 節 設計編

第 185 条 (略)

第 186 条 用語の定義

第 3 節 測量編

第 144 条 (略)

第 145 条 用語の定義

1 ~ 2 6 (略)

2 7 ~ 3 6 (略)

第 146 条 ~ 第 182 条 (略)

(新規)

第 4 節 測量編

第 183 条 (略)

第 184 条 用語の定義

<p>1～27（略）</p> <p><u>28「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換</u> <u>・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u></p> <p><u>29～38（略）</u></p> <p>第 <u>187</u> 条～第 <u>223</u> 条（略）</p> <p>第 <u>224</u> 条 <u>業務情報共有化（業務情報共有システム（ASP））</u></p> <p><u>受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u></p> <p><u>また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。</u></p> <p><u>なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</u></p> <p>総則の運用</p> <p>第 <u>191</u> 条、第 <u>192</u> 条関係</p> <p>【第 <u>191</u> 条 管理技術者】及び【第 <u>192</u> 条 照査技術者】で定める資格要件を問わない土木設計業務は、下記の表に掲載したものとする。</p> <p>第 <u>192</u> 条関係</p> <p>業務の照査においては、「詳細設計照査要領」（建設省大臣官房技術調査室監修社団法人東北建設協会発行）を参考とすることができる。</p>	<p>1～27（略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>28～37（略）</u></p> <p>第 <u>185</u> 条～第 <u>221</u> 条（略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>総則の運用</p> <p>第 <u>188</u> 条、第 <u>189</u> 条関係</p> <p>【第 <u>188</u> 条 管理技術者】及び【第 <u>189</u> 条 照査技術者】で定める資格要件を問わない土木設計業務は、下記の表に掲載したものとする。</p> <p>第 <u>189</u> 条関係</p> <p>業務の照査においては、「詳細設計照査要領」（建設省大臣官房技術調査室監修社団法人東北建設協会発行）を参考とすることができる。</p>
---	---

第 2 章 設計業務等一般

第 [225](#) 条～第 [237](#) 条（略）

第 2 章 設計業務等一般

第 [222](#) 条～第 [234](#) 条（略）